



平成28年7月1日付けで「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正が行われました  
主な改正内容は、次のとおりです

○塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤には、ノロウィルスに対する不活化効果を期待できるものがあることから、使用する場合、濃度・方法等、製品の指示を守って使用すること

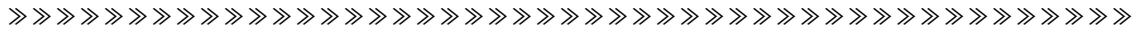
○まな板、ざる、木製の道具は、汚染が残存する可能性が高く、十分な洗浄が困難であるため、亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等の塩素系消毒剤に浸漬するなどして消毒を行うこと

○別添2標準作業手順書の（原材料の保管管理マニュアル）の「2. 魚介類、食肉類」について、必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等（注）で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いすること

注：これらの有機酸溶液を使用する場合は、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること

大量調理施設のみならず、中小規模調理施設等の事業者さまにおかれましても、マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図るよう、お願い申し上げます

「大量調理施設衛生管理マニュアル」はこちらから閲覧可能です  
↓ ↓ ↓  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoushokuhin/syokuchu/01.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/syokuchu/01.html)



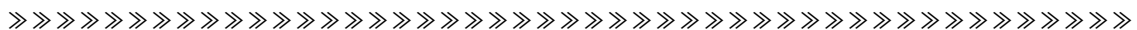
(3) 熊本県熊本地方を震源とする地震を受けた食品表示制度の弾力的運用の終了について

熊本地震への対応として、被災地への食料の円滑な供給が課題となり、その対応策として「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（平成28年4月20日付け消表対第634号及び28消安第511号）により食品表示制度の弾力的運用が認められていましたが、平成28年7月29日をもって、その運用を終了する旨、消費者庁から通知がありました

以降、被災地において譲渡または販売される食品においても、義務表示事項が適用されますので、出荷等に当たっては、ご注意ください

- ・「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（平成28年4月20日付け消表対第634号及び28消安第511号）  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pdf/160420\\_pressrelease.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/160420_pressrelease.pdf)
- ・「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」におけるアレルギー表示等の取扱いについて」（平成28年4月22日付け消表対第664号、28消安第561号及び健が発0422第1号）  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pdf/160422\\_pressrelease.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/160422_pressrelease.pdf)
- ・「平成28年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用の終了について」（平成28年7月5日付け消表対第1057号、28消安第1686号及び健が発0705第1号）  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/pdf/160705\\_pressrelease\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/160705_pressrelease_0001.pdf)

『消費者庁食品表示に関するお知らせ』はこちら  
↓ ↓ ↓  
[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/information/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/)



(4) 滋賀県食品高度衛生管理認証（セーフフードしが）認証情報



/ / /

今後ともよろしく願いたします

みなさまからのご意見・ご感想を下記アドレスまでお寄せください  
(皆様の送付先のアドレスが変更になった場合等もお知らせください)

Email : shokuhin@pref.shiga.lg.jp  
~~~~~

また、食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、  
滋賀県ホームページの「食の安全情報」にアクセスしてください

↓ ↓ ↓

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/shoku/index.html>

なお、『ぷちリス』バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載中です！

↓ ↓ ↓

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/301putirisu-index.html>

